

## 第二種特定鳥獣管理計画（第4期ニホンジカ管理）の概要

### 1 計画策定の目的

科学的・計画的な個体数管理などの施策の実施により、自然環境への影響及び農林業被害の軽減を図りつつ、増えすぎたニホンジカを適正な生息密度に維持することを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第7条の2の規定に基づき、「長野県第二種特定鳥獣管理計画（第4期ニホンジカ管理）」（以下、「計画」という。）を定める。

### 2 計画の期間

計画の期間は、平成28年（2016年）4月1日から平成33年（2021年）3月31日までの5年間

### 3 対象地域

対象地域は、県下全域とし、次のとおり管理ユニットに区分して、管理する。（表1、図1）

表1 管理ユニットの区域

管理ユニット	対象とする区域
関東山地	しなの鉄道、小海線、県境に囲まれた地域。
八ヶ岳	中央本線（中央西線、中央東線）、篠ノ井線、犀川、千曲川、小海線、県境に囲まれた地域。
南アルプス	県境、天竜川、中央本線（中央東線）に囲まれた地域。 （ただし、阿南町・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村を含む）
越後・日光・三国	しなの鉄道、千曲川、県境に囲まれた地域。
長野北部	大系線、姫川、高瀬川、犀川、千曲川、県境に囲まれた地域。
北アルプス北部	大系線、姫川、高瀬川、犀川、梓川、県境に囲まれた地域。
北アルプス南部	篠ノ井線、中央本線（中央西線）、梓川、犀川、木曾川、県境に囲まれた地域。
中央アルプス	中央本線（中央西線）、木曾川、天竜川、県境に囲まれた地域。 （ただし、阿南町・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村を除く）



図1 対象地域区分図

## 4 ニホンジカに関する現状

### (1) 生息分布の変化

ニホンジカの生息分布の推移は、図2のとおり。

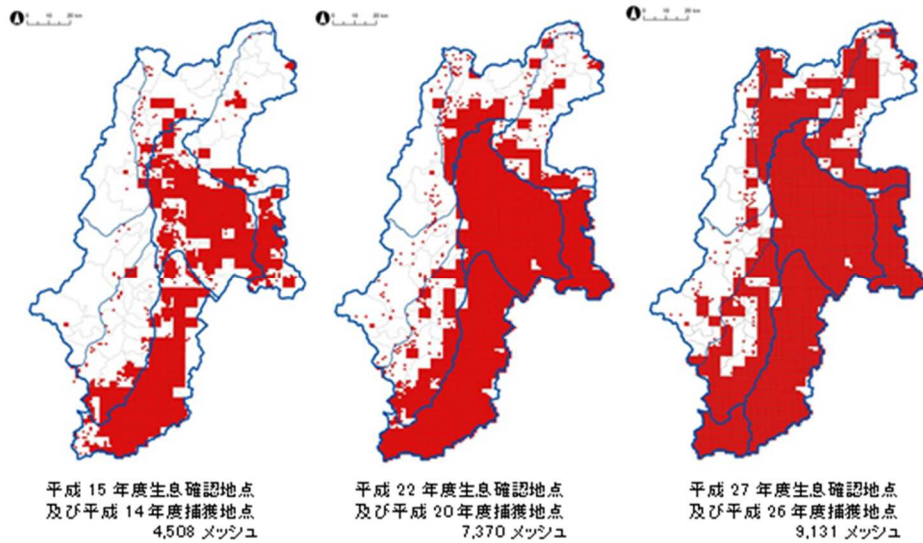


図2 ニホンジカ生息分布の変化

### (2) 推定生息頭数

生息密度調査及び生息分布調査の結果を用いてニホンジカの生息数の推定を行なった。(表2)

表2 各地域個体群の推定生息数

管理ユニット	生息分布 メッシュ数	生息分布面積 ①※1 (km <sup>2</sup> )	生息密度 ②(頭/km <sup>2</sup> )	生息頭数 ①×②(頭)	95%信頼区間にお ける標準誤差※2
関東山地	751	782.06	31.00	13,581~34,907(中央値 24,244)	±10,663
八ヶ岳	2,406	2,502.39	51.39	79,611~177,585(中央値 128,598)	±48,987
南アルプス	2,310	2,422.29	12.72	7,983~53,641(中央値 30,812)	±22,829
その他	3,664	3,806.82	5.20	4,535~35,055(中央値 19,795)	±15,260
合計	9,131	9,513.56		105,710~301,188(中央値 203,449)	±97,739

※長野県総数 13,541 13,983.12

※1 生息分布面積は、分布メッシュ(1km<sup>2</sup>)の面積を緯度により補正して得られたもの

※2 生息頭数は、生息密度から算出した生息頭数の中央値に95%信頼区間の標準誤差を踏まえて算定

### (3) 捕獲状況

捕獲頭数の推移は図3のとおり。

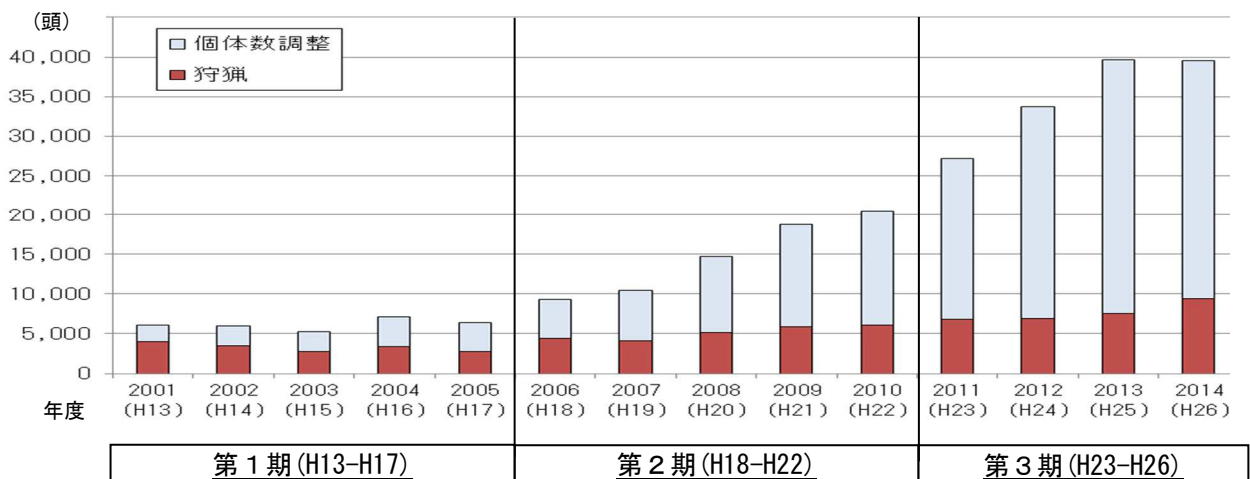


図3 捕獲頭数の推移

#### (4) 農林業被害状況

捕獲や防除の対策を講じた結果、農林業被害は、直近では5年連続して減少しているが、依然として3億7千万円を超える甚大な被害が発生している。(図4)

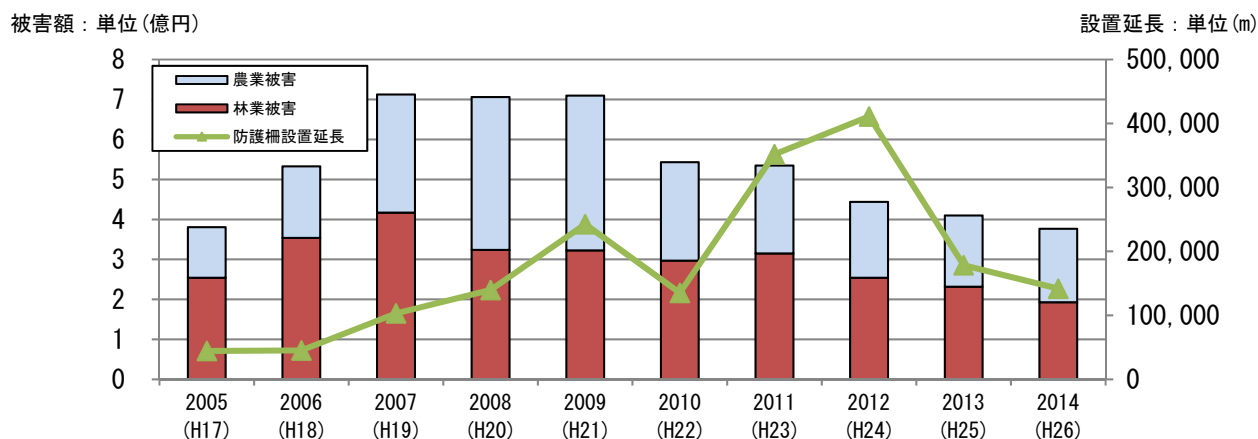


図4 農林業被害額の推移

#### (5) 前期計画の実施状況に対する評価と対応

##### ア 個体数管理

メスジカの捕獲頭数は、前期計画での目標を下回ったが、全体の捕獲頭数では目標を達成しており、十分な捕獲成果を上げることができた。(表3)

表3 捕獲目標と捕獲実績(見込)

区分	H23~H27 捕獲頭数	うちメスジカ
計画 a	157,000 頭	114,000 頭
実績見込 b	180,004 頭	111,604 頭
達成率 b/a	115%	98%

平成27年度の推定生息頭数については、平成22年度の推定生息頭数を大きく上回る結果となった。これは、調査方法を平成22年度の密度調査方法(区画法)から、平成27年度は密度調査方法(糞粒法)に変更したことで、平成22年度には過小評価となっていた推定生息頭数が、平成27年度はより実態に近い推定生息頭数が推定できたためであり、平成22年度の推定生息頭数を算出し直したところ、表4のとおり差が生ずることとなった。

なお、前期計画に基づき、捕獲を実施した成果として、試算では表4の④-③のとおり、中央値で175,000頭相当分程度の生息頭数の増加を抑制することができたと考えられる。

表4 推定生息頭数

区分	H22 推定		H27 推定	
	① H22 (区画法調査)	② H22 (H27 推定値から試算)	③ H27 (糞粒法調査)	④ H27 (H23~H27 に狩猟しか実施しなかった場合の試算)
推定生息頭数	43,410~165,922 (中央値 104,666)	— (中央値 229,453)	105,710~301,188 (中央値 203,449)	— (中央値 378,465)

##### イ 被害対策

捕獲対策に加え H23~H26 に、農業被害防除のための防護柵を 1,083km 設置したほか、林業被害防除のためのテープ巻き 921ha や高山植物を守るための防護柵の設置などを実施してきた結果、被害軽減のために効果があったものと評価できる。(図4)

引き続き、これら防除対策を推進し、被害対策に取り組んでいく。

##### ウ 生息環境対策

一部牧場等への防護柵設置などにより、過剰な餌が供給されない生息環境対策を進めてきたが、多くの地域で対策が十分でないことから、今後も施策推進に向けて取り組む。

##### エ ジビエ振興等有効活用対策

信州ジビエの供給と需要の拡大に取り組み、認証制度の創設、県内スーパーマーケットでの販売、JR東日本との連携による「信州ジビエフェア」の開催など、成果を上げてきた。

今後とも、捕獲したシカを地域の資源として、様々な面から有効活用する施策を推進する。

## 5 計画の目標及び事業

### (1) 管理の目標

現在の生息頭数は適正な生息頭数よりも多いと考えられるため、次の3つの目標を設定し、管理に取り組むこととする。

- ① 農林業被害の軽減
- ② 自然生態系への影響の軽減
- ③ 個体数の削減・個体の排除による適正な生息密度への誘導

### (2) 目標を達成するための施策の基本的考え方

農林業被害の速やかな軽減と生態系の保全に必要な不可欠なため、上記の目標達成に向けて、緊急かつ重要な対策として捕獲を推進し、適正な生息密度に誘導していく。

また、捕獲のみでは農林業等への被害を防ぐことは困難であることから、防護柵等の被害防除対策、生息環境管理、ジビエ振興等の対策も並行して実施する。

なお、フィードバック管理により、生息状況や被害状況、捕獲状況等のモニタリングを行って捕獲スケジュールなどの計画を見直しながら施策を実行していくものとする。

#### 【個体数管理】

個体数管理は、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整（以下、「管理捕獲」という。）、指定管理鳥獣捕獲等事業と狩猟の組み合わせにより実施するものとする。

管理捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業については、市町村、猟友会、認定鳥獣捕獲等事業者など県内の関係者はもとより、国や関係する都県とも連携して実施するものとする。

個体数管理の実施にあたっては、生物多様性の観点から、また狩猟資源として確保の観点からも絶滅させることがないよう最小存続可能個体数に留意をするものとする。

なお、国立公園など特に自然生態系の維持が重要な区域にあつては、増えすぎたニホンジカによる生態系への影響を排除するため、可能な限り、全てのニホンジカを捕獲する。

#### 【被害防除対策】

捕獲のみでは、農林業等への被害を防ぐことが困難であることから、防護柵や樹皮剥ぎ防止テープ巻き等の被害防除対策についても推進することとする。

また、高山植物や植生など自然生態系への影響については、関係機関と連携しながら、防護柵等による防除対策を継続する。

#### 【生息環境管理】

ニホンジカの生息地において、耕作放棄地や緑化法面等が餌供給地となり繁殖率が向上することが無いよう、防護柵の設置等の生息環境管理のための施策を推進する。

#### 【ジビエ振興等有効活用・個体処理】

ニホンジカの捕獲に対する意欲を高めるための動機付けとして、捕獲個体のジビエとしての有効活用を推進する。また、地域資源である信州ジビエをブランド化することで、県内外での需要喚起を促し、捕獲個体の利用率向上を図り、農山村の活性化に寄与する。

捕獲頭数の増加に伴って、個体処理に使用する埋設場所の確保が困難になりつつあることから、焼却や減容化といった新たな個体処理方法の実証・普及に取り組む。

### (3) 管理事業

#### ア 個体数管理

##### (ア) 全体目標及び考え方

##### ① 被害を軽減するための目標密度の設定

特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編）（環境省 2010 発行）の指針に従い、第3期計画と同様に以下の目標密度水準を設定する。

##### 【目標密度水準】

農林業を優先する地域では1～2頭/km<sup>2</sup>、  
シカ個体群の保護を優先させる地域では3～5頭/km<sup>2</sup>程度

##### ② 捕獲スケジュールの考え方

ニホンジカの生息密度をできるだけ短期間において目標密度水準に導くため、年齢構成、性比、死亡率、妊娠率など独自の計算により5年間の捕獲スケジュールを立てた。

捕獲スケジュールは、短期モニタリングを継続的に実施しながら基本的には中間の年度で見直しを行う。それ以外にも捕獲実績や農林業被害の状況を見ながら必要に応じて見直すものとする。

##### ③ 管理ユニット別の目標個体数

今期計画の目標個体数は、地域個体群が安定的に維持され、それ以降も狩猟資源として確保できることを前提とし設定した。（表5）

表5 管理ユニット別の目標個体数

管理ユニット	区域区分	面積(A)	目標密度	目標個体数(A)×	最終目標個体数	今期計画の目標個体数
		単位:km <sup>2</sup>	水準(B)	単位:頭		
関東山地	可猟区	554.3	1	554.3 …①	800	6,000
			2	1,108.6 …②	∮	∮
	鳥獣保護区	73.0	3	219.0 …③	∮	∮
			5	365.0 …④	1,500	16,000
八ヶ岳	可猟区	1,278.4	1	1,278.4 …①	2,900	34,000
			2	2,556.8 …②	∮	∮
	鳥獣保護区	536.2	3	1,608.6 …③	∮	∮
			5	2,681.0 …④	5,200	76,000
南アルプス	可猟区	1,146.1	1	1,146.1 …①	2,700	2,700
			2	2,292.2 …②	∮	∮
	鳥獣保護区	507.4	3	1,522.2 …③	∮	∮
			5	2,537.0 …④	4,800	4,800
その他				個体の排除	2,000	∮
						13,000

注1 : 目標頭数は、端数を100頭単位で整理した。

注2 : 最終目標個体数は、『農林業優先地（可猟区面積）×目標密度水準+保護優先地（鳥獣保護区・休猟区面積）×目標密度水準』で算出した。

最終目標個体数は、次期計画以降の目標とする。

今期計画の目標個体数達成後、次期計画以降により最終目標個体数に導くこととする。

##### ④ 分布の管理

その他の管理ユニットは、ここ数十年の間にニホンジカ分布区域の拡大が加速した地域である。このことから、分布拡大防止及び被害拡大防止の観点から、ニホンジカの捕獲圧を高めていくこととする。

また、南アルプスや八ヶ岳など高山植物保全の必要性が高い地域においても、国などと連携しながら捕獲圧を高めていくこととする。



## (イ) 個体数管理の進め方

個体数管理の実施にあたっては、狩猟規制の緩和、鳥獣保護区から対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限をする区域への見直しの他、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、広域捕獲の推進、効率的捕獲方法の実証・普及、分布拡大地域での重点捕獲など計画目標を達成するために、必要な事項を地域個体群ごとに検討し、実施していくものとする。

捕獲目標については、推定生息頭数に大きな幅があることを踏まえ、年度毎に定めながら捕獲スケジュールを設定することとした。

また、本計画では、下記の項目に取り組むことで、効果的に個体数管理を進めるものとする。

### ① 個体数管理における連携強化

ニホンジカは奥山には多く生息していることから、奥山でも捕獲を行う必要があるが、市町村主体の取組では奥山での捕獲は効率が悪いため、十分な捕獲が行われていない。

そこで、奥山での捕獲を県が担い、里山等で捕獲している市町村と役割分担をすることで、効果的な捕獲を実現する。

### ② 捕獲の担い手の高度化

捕獲の担い手は、これまではそのほとんどが猟友会員であったが、2015(平成27)年に一部改正された鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)(以下、「鳥獣保護法」という。)において、認定鳥獣捕獲等事業者制度が創設された。認定鳥獣捕獲等事業者制度とは鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や技能、知識を有する鳥獣捕獲等事業を実施する法人を都道府県知事が認定する制度であり、県内では既に4者が認定されている。

高齢化等により捕獲の担い手の減少が危惧されている中で、必要な捕獲を続けていくためには効率的な捕獲を行い得る担い手の確保・育成していくことが必要なことから、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を認定鳥獣捕獲等事業者やそれに準じる者に委託することなどを通じて、担い手の捕獲技術の高度化を実現する。

### ③ 効果的・効率的な捕獲の実現

近年、捕獲活動の活発化に伴ってニホンジカの警戒心が増し、捕獲しづらくなっている地域が現れ始めている。

また、ニホンジカの分布拡大が進みつつある北アルプスや中央アルプス等では、未だ生息頭数が少ないため、捕獲によりニホンジカを排除するためには、他地域に比較して一層効率的な捕獲を講じる必要がある。

そこで、GPS発信器やセンサーカメラを利用した行動把握を行い、ニホンジカの動向をモニタリングし、得られた情報を捕獲方法や捕獲場所に反映させ、効果的かつ効率的な捕獲を実現する。

### ④ 管理ユニットごとの管理

a 関東山地管理ユニットにおける捕獲は、表6のスケジュールで実施する。

表6 5年間の捕獲スケジュール(関東山地管理ユニット)

区分	H27推定生息頭数	年間捕獲計画					H32 今年計画の 目標個体数	H33 以降
		H28	H29	H30	H31	H32		
メス	13,581～ 34,907 (中央値： 24,244)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	6,000～ 16,000	最終目標頭数(800～ 1,500頭)に向け引き続き捕獲
オス		1,600	1,600	1,600	1,600	1,600		
計		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000		

b ハケ岳管理ユニットにおける捕獲は、表7のスケジュールで実施する。

表7 5年間の捕獲スケジュール（ハケ岳管理ユニット）

区分	H27 推定 生息頭数	年 間 捕 獲 計 画					H32 今年計画の 目標個体数	H33 以降
		H28	H29	H30	H31	H32		
メス	79,611～ 177,585 (中央値： 128,598)	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400	34,000～ 76,000	最終目標頭数 (2,900～5,200 頭)に向け引き 続き捕獲
オス		9,600	9,600	9,600	9,600	9,600		
計		24,000	24,000	24,000	24,000	24,000		

c 南アルプス管理ユニットにおける捕獲は、表8のスケジュールで実施する。

表8 5年間の捕獲スケジュール（南アルプス管理ユニット）

区分	H27 推定 生息頭数	年 間 捕 獲 計 画					H32 今年計画の 目標個体数	H33 以降
		H28	H29	H30	H31	H32		
メス	7,983～ 53,641 (中央値： 30,812)	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	2,700～ 4,800	モニタリング結果等 を踏まえ、次期計画 において検討。
オス		3,200	3,200	3,200	3,200	3,200		
計		8,000	8,000	8,000	8,000	8,000		

d 越後・日光・三国、長野北部、北アルプス北部、北アルプス南部、中央アルプスの管理ユニットにおける捕獲は合計して、表9のスケジュールで実施する。

表9 5年間の捕獲スケジュール（越後・日光・三国、長野北部、北アルプス北部、北アルプス南部、中央アルプス管理ユニット）

区分	H27 推定 生息頭数	年 間 捕 獲 計 画					H32 今年計画の 目標個体数	H33 以降
		H28	H29	H30	H31	H32		
メス	4,535～ 35,055 (中央値： 19,795)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,000～ 13,000	個体の排除に向けて、引 き続き捕獲
オス		1,600	1,600	1,600	1,600	1,600		
計		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000		

【参 考】

表10 全体の捕獲計画『年間捕獲頭数×5年間』

管理ユニット	推定生息数	年間の捕獲数(期間5年)	今年計画目標	次期計画の方針	最終目標
関東山地	13,581～ 34,907	4,000(20,000)	6,000～ 16,000	絶滅を回避しながら 狩猟資源として 確保できる緩やかな 捕獲計画	800～1,500
ハケ岳	79,611～ 177,585	24,000(120,000)	34,000～ 76,000		2,900～5,200
南アルプス	7,983～ 53,641	8,000(40,000)	2,700～ 4,800		2,700～4,800
その他 5ユニット	4,535～ 35,055	4,000(20,000)	2,000～ 13,000	生息分布の拡大 を防ぎ、新たな被 害地を出さない捕 獲計画	—
計	105,710～ 301,188	40,000(200,000)	44,700～ 109,800		6,400～ 11,500

### イ 被害防除対策

被害軽減には、個体数管理による捕獲が効果的であるが、適正密度へ導くには時間がかかることや捕獲のみで被害を防ぐことは困難なことから、捕獲以外の被害防除対策も並行して実施する。

## (ア) 農林業被害対策

被害防除対策の方法については、施工地周辺の環境、施工地の面積、施工後の維持管理、防除対策の方針、被害の実態等、地域の実情に応じた方法を採用する。

## (イ) 自然環境に対する被害対策

南アルプスのように自然植生への強い圧力がかかっている地域では、捕獲圧を高めるとともに、防護柵の設置など植生の保護について、関係機関が連携して検討、対策を継続する必要がある。また、霧ヶ峰や麦草峠等の自然植生への影響が進みつつある地域や北アルプスや中央アルプスのように高山帯への侵入が懸念される地域においては、関係機関が連携して侵入を防止するための対策を検討する必要がある。なお、被害地域の定点観測等のモニタリングを実施・分析する。

## ウ 生息環境管理

森林伐採や牧草地の造成、耕作放棄地、法面緑化等による草地の増加は、生息地において餌の増加をもたらし、繁殖率向上による個体数の急激な増加や高い増加率を維持する基盤となり、例え個体数管理により適正密度に誘導できた場合でも急激に増加してしまう恐れがある。

そこで、地域個体群の長期にわたる適正密度での安定的な維持を図ることを目的として、長期的視点に立って再増加を防ぐ生息環境管理のための対策を実施する。

## (ア) 個体数増加の防止

ニホンジカが高密度に生息する地域においては、個体数の増加や高い繁殖率を維持する要因とならないよう次のとおり環境を改善する施策を推進する。

- 林縁部における耕作放棄地の草原化の防止
- 造林新植地や緑化した法面における侵入防止柵の設置
- 牧草地における侵入防止柵の設置
- 放牧地における設置されている柵の改善

## (イ) 生息環境の保全

ニホンジカを長期にわたり安定的に維持していくため、適正な森林整備により多様な森林づくりを目指していく。

## エ ジビエ振興等有効活用・個体処理

### (ア) 個体処理

長野県内で捕獲されたニホンジカは、そのほとんどが埋設処分されており、食肉利用や焼却処分される割合はわずかである。しかしながら、捕獲頭数の増加に伴い、埋設処分する用地の確保が困難になるなど、捕獲推進に当たっての課題となっている。

そこで、更なるニホンジカ捕獲の推進を図るために、埋設処分のみに頼らない新たな効率的手法を検討し、実証・普及を図るものとする。

### (イ) ジビエ振興

捕獲したニホンジカを有効活用することは、ニホンジカの捕獲を進める上で必要であるとともに、生き物の命を大切にすること、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために、大変重要なことである。

そこで、信州ジビエが信州の名産品として消費者に認められ、需要と供給を拡大していけるよう、下記の取組を推進する。

#### ①信州ジビエの消費拡大

- ・県内外の飲食店、ホテル、スーパーマーケット等様々な場所での販売・利用の促進
- ・信州ジビエが長野県の誘客の促進に資するよう、旅行事業者等との連携等の促進

#### ②計画的・効率的な供給体制の整備

- ・信州産シカ肉認証制度による認証取得施設の増加
- ・シカ肉の供給量の増加と安定的な供給を確保するための、獣肉処理施設の設置促進

#### ③ジビエ振興に向けた人材養成

- ・安全・安心で良質なシカ肉を供給するため高い捕獲技術を有するハンター（ジビエハンター）と適切な処理で美味しいジビエ料理を提供する調理人（ジビエマイスター）の養成

#### ④シカ全体の有効活用

- ・これまで利用しにくかった様々な部位や食肉利用する以外の皮や角についても、利用や流通方法を検討し、ニホンジカ全体の資源利用を促進。



## 6 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

### (1) 事業の目的

2015(平成27)年の鳥獣保護法の一部改正により、緊急的に捕獲を進める鳥獣として環境大臣が指定した指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)を国又は都道府県が主体的に捕獲する事業として”指定管理鳥獣捕獲等事業”が創設された。

長野県内では、これまで市町村が主体となった「管理捕獲」と狩猟者による「狩猟」により捕獲を進め、里山や集落周辺の低～中標高域では捕獲が進んだ。しかしながら、高標高域の国立公園や牧場等のニホンジカが高密度で生息している地域では、地理的条件などから効率的な捕獲が困難なため、捕獲が進んでいない状況にあった。

加えて、その他の地域を中心として、新たにニホンジカの分布拡大がみられることから、侵入初期段階での分布拡大防止に向けた捕獲対策の強化も必要となっている。

それらの地域は、従来の捕獲体制のみでは更なる捕獲促進を図る事は困難であることから、国又は県が主体となり、高度な知識と捕獲技術を有し、実施地域の利害関係者と協調できる認定鳥獣捕獲等事業者等を活用しながら、捕獲を推進する。

(2) 実施期間 実施計画において、原則として1年以内で実施期間を定める。

(3) 実施区域 対象地域は、県下全域とする。(図2)

(4) 事業の目標 ニホンジカ捕獲頭数とし、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において定める。

### (5) 事業の実施方法

#### ア 関東山地、八ヶ岳、南アルプス管理ユニット

3管理ユニット内の高標高地域には、牧場や公園等の高密度で生息している地域があることから、そのような場所を中心に認定鳥獣捕獲等事業者等に委託し、事業を実施する。

捕獲手法は、広く普及しているくくりわな猟等に加え、これまで実証した効率的捕獲方法や、誘引狙撃等の新技術等の中から、その場所に適合した効果的な手法を選択する。

#### イ その他の管理ユニット

新たな分布の拡大や地域内での生息頭数増加を防ぐために、必要な場所において認定鳥獣捕獲等事業者等に委託し、事業を実施する。

ニホンジカが低密度の状況下では、捕獲効率が低いことから、移動ルートの特定制や規制、誘引捕獲など、捕獲効率が上がる手法を選択し、実施するものとする。

#### ウ 広域連携

県内の地域個体群は他都県にまたがっており、隣接県との間で、季節移動や捕獲圧に応じた流入が確認され、採餌場所を求めて里山から高標高域の間を広域的に移動する個体もみられる。

個体数管理を行う上で、効果的に目標達成を図るためには、複数の関係機関が連携し、広域的な捕獲を行うことが必要であるが、従来の管理捕獲は、主に市町村が主体となって実施しているため、行政界等をまたぐ高標高域では捕獲圧がかかりにくい状況にある。

そこで、県境等の捕獲圧がかかりにくい地域での捕獲を進めるため、認定鳥獣捕獲等事業者等に委託し、関係機関が連携するために県等が主体となって協議会の設立・運営や共同捕獲の実施を行う。

#### エ 新たな捕獲体制による捕獲の導入について

##### (ア) シャープシューティング

高度で専門的な技術を有した認定鳥獣捕獲等事業者等の従事を前提として、給餌により誘引し狙撃する誘引狙撃法などを活用した捕獲体制を用いて、効率的な捕獲を実施する。

##### (イ) 夜間銃猟

日出前及び日没後の薄明時においては、警戒心が低くなることにより、夜間銃猟が有効な手法となり得る場合があることから、少数個体の誘引狙撃などを実施するにあたり、夜間銃猟に係る安全管理体制や技能・知識を有した認定鳥獣捕獲等事業者等に委託して夜間銃猟を実施する。

### (6) 事業の実施者

認定鳥獣捕獲等事業者又はそれに準じる者に委託することで、担い手の捕獲技術の高度化を図り、捕獲作業の効率化を進めるものとする。

## 7 モニタリング

ニホンジカの管理は、各種管理施策の実施と並行して、計画目標の達成状況を評価するにあたり必要な項目についてモニタリングを実施し、計画の進捗状況を評価・検討するとともに、必要により計画の修正を行うフィードバック管理により進めるものとする。

モニタリング項目としては、「生息状況を把握するための事項」と「管理の効果を把握に関する事項」があげられる。なお、項目については、必要に応じて追加・削除を検討していくものとする。

### (1) 生息状況を把握するための事項

個体群管理を行うためには、絶えず個体群の増減を監視する必要がある。

また、個体群の動向には、不確実な要素が含まれていることから、表 11・12 に示す情報把握及び調査・分析により地域個体群の状況を把握し、必要に応じて、捕獲スケジュール等の見直しを行うものとする。

表 11 地域個体群の生息状況を把握するための事項

項目	細目	調査頻度
個体群の増減の指標	目撃データの収集	短期
	冬期死亡状況の把握	短期
	衝突事故記録の収集	短期
	捕獲作業からの情報	短期
捕獲作業からの情報収集	狩猟	短期
	管理捕獲 指定管理鳥獣捕獲等事業	短期
	捕獲個体等の分析	長期
地域個体群動向の把握	分布状況の把握	長期
	生息密度の把握	長期
		長期
	推定生息頭数の把握	長期

表 12 管理の効果を把握するための事項

項目	細目	調査頻度
農林業被害状況の把握	林業被害	短期
	農業被害	短期
自然植生への影響	被害状況の把握	短期
	被害拡大の把握	長期

※調査頻度

短期…原則として毎年実施するモニタリング  
長期…捕獲スケジュール見直し、計画の見直しの際、実施するモニタリング

### (2) 役割分担と情報共有

これまでの計画では、モニタリングの役割分担や実施方法を定めていなかったため、効率的な実施及び収集データの活用・共有が図れていなかった。

そこで、本計画における短期モニタリングの実施に当たっては、各関係機関による役割分担や実施方法、情報共有の手段をあらかじめ定め、必要な予算措置を講じ、モニタリング結果を適切にフィードバックできるよう努める。

## 8 関係機関による連携

### ア 県

高齢化等により捕獲者が減少傾向の中、地域の捕獲活動が停滞しないよう捕獲者の確保・育成を図る。

### イ 市町村

猟友会、認定鳥獣捕獲等事業者へ要請、委託等を行い、年次計画に基づく計画的な管理捕獲を行い、計画的な捕獲に努める。

### ウ 国

本計画との整合を十分に図りつつ、必要に応じて、モニタリングや捕獲などの対策を実施するよう努める。

### エ 認定鳥獣捕獲等事業者

国の機関又は県が発注した指定管理鳥獣捕獲等事業や市町村等が発注する鳥獣捕獲等事業を受託した場合、実施区域の利害関係者と協調しながら仕様書等に沿った適切な捕獲を実施する。

### オ 大学・研究機関等

県が取り組む施策が科学的かつ実効的な取組となるよう、専門的な見地からの助言をするなど、連携を図る。